

山梨県公報

第一〇三号

令和二年

六月十一日

木曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	南アルプス市	令和二年六月三日

目次

告示

○令和二年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………二九三

○家畜伝染病の発生……………二九三

公告

○落札者の決定について……………二九三

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二九三

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二九四

○公共測量の実施(二件)……………二九七

人事委員会

○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二九七

○令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更……………二九八

告示

山梨県告示第百八十九号

令和二年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和二年六月十一日から同年七月十日までの日及び同年九月十日から同年十一月三十日までの日とする。ただし、同年七月十日にあつては午後五時前に、同年九月十日にあつては午後五時以後に利用を開始する場
合に限り、許可を要しないものとする。

令和二年六月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県告示第百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、
次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

令和二年六月十一日

公告

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年六月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 消防防災ヘリコプター運航管理業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県防災局消防保安課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年五月二十八日

四 落札者の名称及び住所

(一) 名称 株式会社ジャネット

(二) 住所 山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地の一

五 落札金額 三億六千七百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年四月十六日

●大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 美蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンドラッグ石和店 山梨県笛吹市石和町市部字北河原八百二十二番地三十四外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の	変更後	株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目三十八番地の
-----	--	-----	--

- 3 変更の年月日 令和元年五月一日
- 三 届出年月日 令和二年五月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十月十二日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、忍野村内野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	後藤七五郎	南都留郡忍野村内野四千八百三十六番地	令和二年三月三十一日
副理事長	渡辺教泰	南都留郡忍野村内野千九百八十三番地二	同
理事	三浦一平	南都留郡忍野村内野四百八十八番地一	同
	湯山考徳	南都留郡忍野村内野五百三十八番地二	同
	天野忠純	南都留郡忍野村内野五百十五番地	同
	後藤義和	南都留郡忍野村内野二百七十八番地八	同
	後藤順	南都留郡忍野村内野七百四十一番地	同
	湯山清政	南都留郡忍野村内野六百七十四番地	同
	三浦信	南都留郡忍野村内野三百五十五番地	同
	後藤政志	南都留郡忍野村内野四千七百七十四番地	同
	湯山昭彦	南都留郡忍野村内野三百三十二番地四百十二	同

二 就任

同	同	同	理事	副理事長	理事長	役職名
後藤成滋	堀内勲	天野賢	渡辺雄司	後藤一之	渡辺利雄	氏名
南都留郡忍野村内野二百七十八番地	南都留郡忍野村内野二百十八番地	南都留郡忍野村内野四千六百五十五番地二	南都留郡忍野村内野四千七百番地	南都留郡忍野村内野六百五番地	南都留郡忍野村内野四千七百一番地	住所
同	同	同	同	同	令和二年四月一日	就任年月日

同	同	同	監事
川口征司	田辺宏哉	渡辺隆良	後藤博志
南都留郡忍野村内野百七十三番地	南都留郡忍野村内野百六十九番地	南都留郡忍野村内野十六番地	南都留郡忍野村内野千一百十八番地
同	同	同	同

一 退任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
渡辺康	渡辺啓	渡辺竜二	三浦竹松	天野旭	米山一広	小山田喜久	柏木陽典	三浦与志竹	
南都留郡忍野村内野百九十九番地一	南都留郡忍野村内野百十二番地	南都留郡忍野村内野二十七番地一	南都留郡忍野村内野千十二番地	南都留郡忍野村内野四千八百八十九番地	南都留郡忍野村内野四千七百四十番地一	南都留郡忍野村内野三百四十二番地	南都留郡忍野村内野四千七百九十九番地	南都留郡忍野村内野三百六十一番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、忍草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 令和二年六月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

同	同	同	同	同	同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名
大森光秀	渡邊嘉勝	天野文久	長田利久	渡邊一雄	渡邊正通	大森吉昌	広瀬和志	渡邊和司	渡邊和美	大森勝保	氏名
南都留郡忍野村忍草四百八十番地	南都留郡忍野村忍草二百三十番地	南都留郡忍野村忍草千四百四十三番地	南都留郡忍野村忍草千五百三十三番地	南都留郡忍野村忍草千四百五十番地	南都留郡忍野村忍草百五十八番地	南都留郡忍野村忍草千四十三番地	南都留郡忍野村忍草七百八十二番地	南都留郡忍野村忍草三百二十九番地	南都留郡忍野村忍草千五百四十二番地	南都留郡忍野村忍草五百四十五番地	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和二年三月三十一日	退任年月日

二 就任

同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名	同	同	監事	同
渡邊嘉勝	大森吉昌	広瀬和志	長田利久	渡邊一雄	天野文久	氏名	出口源	天野賢一	天野豊	天野弥寿義
南都留郡忍野村忍草二百三十番地	南都留郡忍野村忍草千四十三番地	南都留郡忍野村忍草七百八十二番地	南都留郡忍野村忍草千五百三十三番地	南都留郡忍野村忍草千四百五十番地	南都留郡忍野村忍草千四百四十三番地	住所	南都留郡忍野村忍草七百六十四番地	南都留郡忍野村忍草四百七十九番地	南都留郡忍野村忍草百九十七番地	南都留郡忍野村忍草七百四十六番地
同	同	同	同	同	令和二年四月一日	就任年月日	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大森義彦	渡邊和司	渡邊和美	大森勝保	天野幸彦	天野悟	大森義彦	天野博	天野弥寿義	大森光秀	番地
南都留郡忍野村忍草二百四十 九番地二	南都留郡忍野村忍草三百二十 九番地	南都留郡忍野村忍草千五百四 十二番地	南都留郡忍野村忍草千五百四十 五番地	南都留郡忍野村忍草百二十六 番地	南都留郡忍野村忍草七百五十 二番地	南都留郡忍野村忍草五百番地	南都留郡忍野村忍草千四百十 三番地二	南都留郡忍野村忍草七百四十 六番地	南都留郡忍野村忍草四百八十 九番地	南都留郡忍野村忍草四百八十 九番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 二 測量の地域 富士川本川および早川
- 三 測量の期間 令和二年六月十日から同年十二月二十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 二 測量の地域 笛吹川および日川、重川
- 三 測量の期間 令和二年六月十日から同年十二月二十五日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 興五右衛門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号(1)中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

附則

この規則は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日から施行する。

● 令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の一部変更

令和二年三月五日付けで公告し、令和二年四月二十七日付けで一部変更した令和二年度山梨県警察官採用試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年六月十一日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

4 中春季試験に係る部分、5 中春季試験に係る部分及び6 (1) 中春季試験に係る部分を次のとおり変更する。

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
春季試験	令和2年6月21日(日) (教養試験) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで (受付場所) S1号館前	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和2年7月4日(土) (論文試験)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)
	令和2年7月5日(日) (適性検査・身体検査(1回目)・体力試験)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
	令和2年7月27日(月)～7月29日(水)のうち指定する1日 (身体検査(2回目))	山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16)
	令和2年8月17日(月)又は8月18日(火)のうち指定する1日 (個別面接)	県庁防災新館 (甲府市丸の内一丁目6-1)

5 試験方法

春季試験【警察官A(第1回)】のみ

区分	試験種目	配点	内 容			
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分			
	資格加点	<table border="1"> <tr> <td>武道</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>情報処理</td> </tr> </table>	武道	10点	英語	情報処理
武道	10点					
英語						
情報処理						
第2次試験	身体検査(1回目)	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検査項目別掲2)。			
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○スポーツ庁が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび ○公益財団法人日本スポーツ協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸			

第3次試験	第2次試験日に実施		
	論文試験	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式による試験を行う。【試験時間】90分
	人物試験	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて、適性検査を行う。
	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。
	身体検査(2回目)	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲2)。
資格調査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。

- (1) 論文試験は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
 なお、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験(適性検査)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験の人物試験(個別面接)の参考とするため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	基準
第1次試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合
第2次試験	体力試験(腕立伏臥腕屈伸を除く。)	①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない場合
	体力試験(腕立伏臥腕屈伸)	次の基準を満たさない場合

試験項目	基準	
	男性	女性
握力	37kg以上	21kg以上
上体起こし(30秒間)	12回以上	5回以上
長座体前屈	27cm以上	31cm以上
反復横とび(20秒間)	31回以上	27回以上
20mシャトルラン(往復持久走)	18回以上	10回以上
立ち幅とび	162cm以上	113cm以上

試験項目	基準	
	男性	女性
腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- (4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点と同点の者がいた場合には、次の順序に従って最終合格者を決定する。

ア 第3次試験・人物試験（個別面接）の得点の上位者

イ 第1次試験の合計得点の上位者

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

区分	春季試験
第1次試験合格者発表	令和2年6月26日（金）
第2次試験合格者発表	令和2年7月17日（金）
最終合格者発表	令和2年8月28日（金）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番